漁業法第31条の規定による漁獲量等の公表について

（福井県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等）

漁業法（昭和24年法律第267号）第31条に基づき、「福井県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等」の漁獲量等を公表する。

令和８年７月１６日

福井県知事　石田　嵩人

１　漁獲量等の公表を行う管理区分

福井県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等

（令和８管理年度（令和８年４月１日から令和９年３月31日まで））

２　漁獲可能量に対する漁獲量の割合（令和８年７月15日現在）

漁獲可能量に対する漁獲量の割合：７０．２％（A/B）

漁獲量（A）：１．７６トン（速報値）

漁獲可能量（B）：２．５トン